

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。“社会を明るくする運動”出雲市推進委員会では、次のような取組を行います。

メッセージ伝達式

内閣総理大臣から国民に向けた“社会を明るくする運動”メッセージを市長に伝達します。

と き 7月1日(水) 14:00~14:30 **と ころ** 出雲市民会館 大ホール

啓発講演会

“社会を明るくする運動”について理解を深めてもらうため、メッセージ伝達式終了後に講演会を行います。

講演会では、講師の幸島 美智子さんに非行・犯罪が低年齢化していく社会の中で、子育てに不安を抱える保護者へ「子どもの心を理解し、何をすべきか」を自らの子育て経験などの具体的な事例を基にお話をさせていただきます。

と き 7月1日(水) 14:30~16:00 メッセージ伝達式終了後

と ころ 出雲市民会館 大ホール

演 題 子どもを被害者にも加害者にもしない子育て
～問われる親の責任と覚悟～

講 師 幸島 美智子さん(元警視庁警察官)

広報・啓発活動

- ①街頭キャンペーン活動
- ②標語の募集
【対象】小・中学生、一般
- ③作文の募集
【対象】小・中学生
- ④ミニ集会の開催など地域との連携・協働活動の推進
- ⑤中学生との対話集会や講演会の開催



入場
無料

申込
不要

おたずね／“社会を明るくする運動”出雲市推進委員会事務局（市民活動支援課内） TEL 21-6297
出雲地区保護司会 TEL 22-7190

令和8年度 介護予防サポーター養成講座 受講生を募集します

介護予防サポーターは、「出雲市いきいき体操」や健康づくり・フレイル予防の知識を学び、「通いの場」等でフレイル予防の啓発や一緒に体操を実践するなど、地域のフレイル予防活動を支援するボランティアです。

開催日	第1回	7月29日(水)	第2回	8月 5日(水)	第3回	8月19日(水)
	第4回	9月 2日(水)	第5回	9月16日(水)	第6回	9月30日(水)
	第7回	10月 7日(水)	第8回	10月21日(水)		

開催時間 13:30~16:00 **会 場** 交流館 きたのさと(出雲市里方町896-1)

開催内容 ①出雲市いきいき体操の指導方法 ②フレイル予防について
③高齢者の栄養・口腔体操 ④グループワーク等
※講座期間中に「通いの場」等の見学を予定しています。

募集定員 20人程度(全8回のうち、5回以上参加できる予定の方)

受講料 無 料

申込期限 6月30日(火)



▲詳しくはこちら

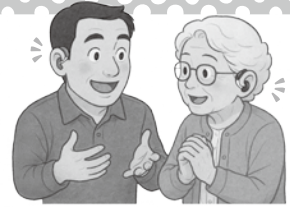
申込み・おたずね／医療介護連携課 TEL 21-6106 FAX 21-6749

軽度・中等度
難聴者に

補聴器の購入費を助成します

●対象者(以下の4項目全てに該当する者)

- ・住民税非課税世帯または生活保護受給世帯に属する者
- ・市内に住所のある18歳以上の者
- ・身体障がい者手帳(聴覚障がい)の該当にならない者で、いずれかの耳もしくは両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者(ただし、聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が必要と認めた場合は対象となります。)
- ・令和7年9月1日以降に、補聴器の購入費助成を受けていない者



●助成額 25,000円

(ただし、助成は50,000円以上の補聴器を購入する場合に限りです。)

●手続について ※助成を受けるには事前に手続が必要です!

対象者の年齢が18歳から64歳までの方は福祉推進課、65歳以上の方は高齢者福祉課に、対象者の本人確認書類をご用意のうえ、必ずご相談ください。なお、代理で来庁される場合は、代理人の本人確認書類もご用意ください。(各行政センター市民サービス課でも相談できます。)

おたずね/福祉推進課 TEL 21-6961 FAX 21-6598
高齢者福祉課 TEL 21-6967 FAX 21-6974

やさしさを仕事に。地域を支える介護の仕事。

～新たに介護事業所で働く方へ奨励金を交付します～

新規の介護人材の確保・定着を図ることを目的として、市内事業所に新たに介護職員等として雇用された方を対象に、新規就労時及び就労継続時に奨励金を交付します。

申請の要件や申請方法等の詳細は次のとおりです。

1. 対象となる方

以下の①～③の要件を全て満たす方

- ①令和8年4月1日以降に出雲市内の介護事業所に介護職員等として常勤(週32時間または月128時間以上勤務)かつ無期雇用(雇用期間の定めがない契約)で新たに就業した人。※法人内の事業所間の人事異動は対象外。
- ②同一法人内で介護職員等として3年以上継続して就労する意思がある人。
- ③出雲市内の介護事業所において直近1年間、常勤で勤務していないこと。

※市外介護事業所から市内介護事業所への転職や、非常勤から常勤かつ無期雇用への変更の場合は、直近1年以内に勤務していても対象となります。

2. 交付金額および申請期間

申請時期	交付金額	申請期間
6ヶ月経過	15万円	採用された日から6ヶ月経過した日から1年以内
2年経過	15万円	採用された日から2年経過した日から1年以内
3年経過	15万円	採用された日から3年経過した日から1年以内



※提出書類や様式については出雲市のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。



3. 申請方法

申請は出雲市ホームページへ掲載予定のしまね電子申請サービスの専用フォームで受付します。新たに介護事業所へ就労した本人が、必要な提出書類を添付して申請してください。

出雲市ホームページはこちら→

申請受付開始

10月1日～

おたずね/高齢者福祉課 介護保険係 TEL 21-6212 FAX 21-6974 メール kourei@city.izumo.shimane.jp